

平成28年度 四国地方公共工物品質確保推進協議会(幹事会)

開催結果の概要

- 日 時：平成28年12月20日（火） 13:30～15:00
- 場 所：高松サポート合同庁舎低層棟2FアイホールA、B、C会議室
- 出席者：8国の機関等、4県、59市町村、3特殊法人等 約100名

◆ 議 事

(1) 平成28年度の取組状況について

事務局からの報告及び確認事項の説明をした。

1) 四国地方公共工物品質確保推進協議会の取組み状況

平成28年度における四国品確協の取組み状況を報告

- ①各県部会を中心として自治体支援活動を実施
- ②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進
- ③国・県等の既存研修制度等の活用推進
- ④国・県の職員等を学識経験者として活用推進

2) 発注関係事務の実施状況(H28)の把握について

四国品確協を通じて、運用指針の主なポイントである「必ず実施すべき事項」について、工事・業務の達成状況を把握し、「実施に努める事項」については工事の達成状況を把握した。把握結果については協議会において審議の上、公表予定

(2) 平成29年度実施方針(案)について

協議会の実施方針(案)、スケジュール(案)について事務局より説明し、原案にて協議会に諮る合意を得た。

1) 公共工物品質確保の推進に向けた取組

各発注者は改正品確法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施

2) 発注者間の連携や調整

- ①各発注者の発注関係事務の実施状況を把握・公表
- ②発注関係事務の適切かつ効率的な運用を実施するために必要な連携や調整
- ③発注者共通の課題への対応や各種施策の推進

3) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等

発注関係事務の実施状況等の把握結果を踏まえ、国・県の個別支援としてキャラバンの実施や品質確保関係相談窓口の活用、工事検査の臨場、研修等の支援を行う。

(3) 発注関係事務の実施状況(H29)の把握について

把握項目及び全国統一指標について事務局より説明し、原案にて協議会に諮る合意を得た。

- ・H29年度も、「必ず実施すべき事項」については工事・業務の達成状況の把握、「実施に努める事項」については工事の達成状況を把握して公表予定
- ・「実施に努める事項」の項目は、H29第1回県部会で各県毎に設定予定
- ・「全国統一指標」については協議会で決定した指標について、H28年度の状況を把握し、第一四半期に公表予定

(4) 平成28年度の県部会の主な取組みについて

各県部会において、H28年度の取組みの報告と改善策及び支援策を説明し、原案にて協議会に諮る合意を得た。

(5) 「四国品確協」設置要領の改正(案)について

「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領改正(案)について、原案にて協議会に諮る合意を得た。

(6) 意見交換会

徳島県東みよし市から「電子入札システムの共同利用」、香川県善通寺市から「新庁舎建設において取組まれている国交省が支援する地方公共団体への多様な入札契約方式モデル事業」、愛媛県愛南町から「総合評価落札方式の積極的な活用、ワンデーレスポンス、三者会議の推進」、高知県本山町から「大規模橋梁の架け替えにおける高知県及び高知県建設技術公社の技術支援による土木事業の執行体制の確保」についての好事例を紹介

(7) その他

H29年度に「発注見通しのとりまとめ版」の公表予定について事務局より情報提供をした。

◆会議の全景



(幹事長挨拶状況)



(幹事の出席状況)



(幹事の出席状況)